

議案第5号

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、令和3年度においても引き続き特例措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 1 (略) (令和4年3月31日までに支給される期末手当に関する特例措置) 2 第13条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「100分の65」とする。	付 則 1 (略) (令和3年3月31日までに支給される期末手当に関する特例措置) 2 第13条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「100分の65」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定（「100分の125」を「100分の127.5」に改める部分に限る。）は、令和3年4月1日から施行する。